

議第 23 号 呉市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

1 条例の趣旨

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する修学部分休業の制度を導入するため、条例を制定するものです。

修学部分休業は、職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度です。なお、当該休業をした時間については、給与を減額します。

2 条例の内容

(1) 条例の趣旨（第 1 条）

地方公務員法の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものであることを示します。

(2) 修学部分休業の内容（第 2 条）

ア 修学部分休業は、通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、必要とされる時間について、5 分を単位として承認するものとします。

イ 修学する教育施設は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校とします。

ウ 修学部分休業をすることができる期間は、最大 2 年間とします。

(3) 修学部分休業取得中の給与（第 3 条）

修学部分休業のため勤務しない場合には、給与を減額することとし、その減額する額を定めます。

(4) 修学部分休業の承認の取消事由（第 4 条）

修学部分休業の承認は、当該職員が教育施設を退学し、休学したとき等には、取り消すこととします。

(5) 委任（第 5 条）

条例の施行に当たって必要となる事項は、規則で定めることとします。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日